

議員提出議案第5－2号

あきる野市議会個人情報保護条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年3月24日

あきる野市議会議長 村野 栄 一 殿

提出者 あきる野市議会議員 たばた あずみ

〃 〃 辻 よ し 子

賛成者 〃 松 本 ゆき子

〃 〃 関 口 えり子

提案理由

現在市議会が適用しているあきる野市個人情報保護条例が3月31日をもって廃止されることに伴い、新たに個人情報の保護を目的とした条例を定める必要があるため。

あきる野市議会個人情報保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 議会における個人情報の収集及び届出（第4条—第6条）
- 第3章 議会における個人情報の管理（第7条—第10条）
- 第4章 保有個人情報の利用及び提供（第11条—第14条）
- 第5章 個人情報ファイル（第15条）
- 第6章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等（第16条—第33条）
- 第7章 苦情の処理及び救済手続（第34条—第36条）
- 第8章 あきる野市情報公開・個人情報保護審査会への諮問（第37条）
- 第9章 雑則（第38条—第42条）
- 第10章 罰則（第43条—第47条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、あきる野市議会（以下「議会」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、市民が自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにし、もって市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- （2） 保有個人情報 議会の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、議会の職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、市政情報に記録されているものに限る。
- （3） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- （4） 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。
- （5） 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第32条において同じ。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- （6） 保有特定個人情報 議会の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であ

って、議会の職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、市政情報に記録されているものに限る。

- (7) 市政情報 あきる野市情報公開条例（平成9年あきる野市条例第17号）第2条第2号に規定する市政情報をいう。
- (8) 市民 あきる野市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが議会に個人情報を保有されている者をいう。
- (9) 審査会 あきる野市情報公開条例第13条第1項に規定するあきる野市情報公開・個人情報保護審査会をいう。
- (10) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (11) 事業者 法人（国、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (12) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

（議会の責務）

第3条 議会は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 議会の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第2章 議会における個人情報の収集及び届出

（収集の制限）

第4条 議会は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 議会は、要配慮個人情報については、収集してはならない。ただし、法令及び条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合並びに個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りでない。

3 議会は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。

- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
- (7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合又は第11条第2項各号のいずれかに該当する利用若しくは提供により収集する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要であると認められる場合であって、あらかじめ審査会の意見を聴いたとき。

(保有個人情報取扱事務の届出)

第5条 議会は、保有個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、次に掲げる事項を議長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても、同様とする。

- (1) 保有個人情報を取り扱う事務の名称
- (2) 保有個人情報を取り扱う組織の名称
- (3) 保有個人情報を取り扱う事務の目的
- (4) 保有個人情報の記録項目
- (5) 保有個人情報の対象者の範囲
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議長が定める事項

2 前項の規定は、議会の職員又は職員であった者に係る事務については、適用しない。

3 議会は、第1項の規定による届出に係る保有個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、速やかにその旨を議長に届け出なければならない。

(閲覧)

第6条 議長は、前条第1項又は第3項の規定による届出に係る事項についての目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

第3章 議会における個人情報の管理

(適正管理)

第7条 議会は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 議会は、保有個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 議会は、保有の必要がなくなった保有個人情報については、速やかに消去し、又はこれを記録した市政情報を廃棄しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りでない。

(委託等に伴う措置)

第8条 議会は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の責務)

第9条 議会から個人情報を取り扱う事務を受託したものは、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託事務に従事している者若しくは従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(漏えい等の通知)

第10条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

第4章 保有個人情報の利用及び提供

(保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限)

第11条 議会は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）を取り扱う事務の目的を超えた保有個人情報の議会内における利用及び議会以外のものへの提供（以下「目的外利用・提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用・提供をすることができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 議会内で利用する場合又はあきる野市個人情報保護条例（令和4年あきる野市条例第27号）第2条第1項に規定する実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合で、事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、目的外利用・提供をすることに当該事務の必要上、相当な理由があると認められる場合であって、あらかじめ審査会の意見を聴いたとき。

3 議会は、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は目的外利用・提供をしてはならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第12条 議会は、保有特定個人情報を取り扱う事務の目的を超えた保有特定個人情報の議会内における利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、目的外利用をすることができる。

3 議会は、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は目的外利用をしてはならない。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第13条 議会は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

（外部提供の制限）

第14条 議会は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の議会以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

2 議会は、保有個人情報の電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。）をする場合においては、法令等に特別の定めがあるときを除き、議会の電子計算機処理のシステムと議会以外の電子計算機処理のシステムとを通信回線により結合してはならない。ただし、保有個人情報の保護に関し必要な措置が講じられ、かつ、事務の執行上適当と認める場合であって、あらかじめ審査会の意見を聴いたときは、この限りでない。

3 議長は、前項ただし書の規定により、通信回線による結合を行った場合において、保有個人情報の漏えい若しくは不適正な利用の事実が明らかであるとき、若しくは事故、災害その他の事由によりその保護措置が適正に実施できないとき、又はそれらのおそれがあると認めるときは、必要な調査を行った上、通信回線を用いた結合の停止等の措置を講じ、速やかにその内容を審査会に報告しなければならない。

第5章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第15条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

（1） 個人情報ファイルの名称

（2） 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

（3） 個人情報ファイルの利用目的

（4） 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）

- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 次条第1項、第24条又は第25条の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は議会の職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
 - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - オ 議会の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
 - キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
 - (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。
- 第6章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等
(開示請求権)
- 第16条 市民は、議長に対し、議会が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。
- 2 次の各号に掲げる保有個人情報について、当該各号に定める者（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。
- (1) 自己に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。） 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

- (2) 自己に係る保有特定個人情報 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人

(開示請求方法)

第17条 前条の規定により開示請求をしようとする者は、議長に対し、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、議長に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人等であることを証明するために必要な書類で、議長が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求に対する決定)

第18条 議長は、前条に規定する開示請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に、開示請求者に対し、開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）又は開示しない旨の決定（第23条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 議長は、前項の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、開示請求者に対し、速やかに書面によりその旨を通知しなければならない。

3 議長は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等をする事ができないときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、速やかに延長する理由及び期間を記載した書面により開示請求者に通知しなければならない。

4 議長は、第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、第2項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

5 議長は、開示決定等をする場合において、当該決定に係る保有個人情報に議会以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した保有個人情報があるときは、あらかじめ、これらのものの意見を聴くことができる。

6 議長は、開示決定等をする場合において、当該決定に係る保有個人情報に開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴かななければならない。

(開示の方法)

第19条 保有個人情報の開示は、議長が前条第2項の規定による通知書により指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は、議長に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で、議長が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、保有個人情報が記録された市政情報の当該保有個人情報に係る部分につき、文書、図画又は写真にあっては閲覧又は写しの交付により、フィルムにあっては視聴又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）により、電磁的記録にあっては視聴、閲覧又は写しの交付（録画記録及び録音記録にあっては視聴に限る。）でその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。

3 議長は、開示請求に係る保有個人情報が記録された市政情報を直接開示することにより、当該保有個人情報が記録された市政情報の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該保有個人情報が記録された市政情報の写しにより開示することができる。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（1） 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（2） 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認め

られる情報を除く。

- (3) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 試験、選考、診断、指導、相談等に係る事務に関し、評価、判断等その事務の過程若しくは基準が明らかとなるおそれ又は公正な判断が行えなくなるおそれ
 - イ 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上又は事業運営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 第三者が、議長の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるものを除く。
- (7) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合において、開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報

(一部開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、

生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(訂正請求権)

第24条 市民は、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、議長に対し、その訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

(利用停止請求権)

第25条 市民は、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、議長に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。

(1) 第4条の規定に違反して収集されたとき、又は第11条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第11条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 市民は、開示決定を受けた自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、議長に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。

(1) 第4条の規定に違反して収集されたとき、第12条の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第13条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

(準用)

第26条 第16条第2項の規定は、訂正請求及び前条の規定による利用の停止、消去又は提供の停止の請求(以下「利用停止請求」という。)(以下「訂正等請求」と総称する。)について準用する。

(訂正等請求の方法)

第27条 訂正等請求をしようとする者は、議長に対し、次に掲げる事項を記載した請求書

(以下「訂正等請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) 訂正等請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正等請求をしようとする保有個人情報(利用停止請求にあつては、情報提供等記録を除く。)を特定するために必要な事項

(3) 訂正等請求を求める内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、議長が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、訂正等請求書の提出に併せ、当該訂正請求により訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等(以下「事実確認に関する書類等」という。)を提示しなければならない。この場合において、議長は、必要と認めるときは、提示された事実確認に関する書類等又はその写しの提出を求めることができる。

3 第17条第2項及び第3項の規定は、訂正等請求について準用する。

(保有個人情報の訂正及び利用停止の義務)

第28条 議長は、訂正等請求書を受理した場合において、当該訂正等請求に理由があると認めるときは、当該訂正等請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、速やかに当該保有個人情報の訂正又は利用の停止をしなければならない。

(訂正等請求に対する決定等)

第29条 議長は、訂正等請求に係る保有個人情報の訂正又は利用の停止をするときは、その旨の決定をし、訂正等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正等請求に係る保有個人情報の訂正又は利用の停止をしないときは、その旨の決定をし、訂正等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 議長は、前項の規定により、訂正しない旨又は利用の停止をしない旨の決定をしたときは、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。

(訂正等決定等の期限)

第30条 議長は、前条第1項又は第2項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正等請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に行なければならない。ただし、第27条第3項において準用する第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第18条第3項の規定は、訂正決定等について準用する。

(利用及び提供の一時停止)

第31条 議長は、訂正等請求があつたときは、訂正決定等を行うまでの間は、当該訂正等請求に係る保有個人情報の利用及び提供を一時停止するものとする。ただし、一時停止することにより、事務の適正な執行に支障の生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

(情報提供等記録の提供先等への通知)

第32条 議長は、訂正請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、議会以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(手数料等)

第33条 この条例の規定による保有個人情報の開示、訂正及び利用の停止に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定により自己の保有個人情報の写しの交付及び送付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第7章 苦情の処理及び救済手続

(苦情の処理)

第34条 議長は、議会の個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第35条 開示決定等、訂正決定等又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求に関する手続)

第36条 議長がした開示決定等、訂正決定等又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、議長は、次に掲げる場合を除き、速やかに審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求についての裁決を行うものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（第三者から当該保有個人情報の開示について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第8章 あきる野市情報公開・個人情報保護審査会への諮問

(あきる野市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第37条 議長は、個人情報の保護に関する重要事項について、審査会に諮問することができる。

第9章 雑則

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第38条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(運用状況の公表)

第39条 議長は、毎年1回、議会の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しな

なければならない。

(他の制度等との調整)

第40条 法令等に個人情報の開示、訂正及び利用の停止に関し規定されている場合には、その定めるところによる。

2 この条例は、一般の利用に供することを目的として作成し、又は取得した図書館等の図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。

(国及び地方公共団体との協力)

第41条 議長は、個人情報の保護を図るため、国及び地方公共団体等と協力するものとする。

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

第10章 罰則

(罰則)

第43条 議会の職員若しくは職員であった者又は第9条第2項に規定する受託事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第44条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第45条 議会の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第46条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯したのものにも適用する。

第47条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(あきる野市情報公開条例の一部改正)

2 あきる野市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第11条」の次に「並びにあきる野市議会個人情報保護条例（令和5年あきる野市条例第 号）第4条第3項第8号、第11条第2項第7号、第14条第2項及び第3項、第36条第1項並びに第37条」を加える。